

計画作成年度	平成22年度
計画主体	大阪府 岸和田市

岸和田市鳥獣被害防止計画（変更）

第1回変更 平成25年1月

<連絡先>

担当部署名 岸和田市役所産業振興部農林水産課
所在地 大阪府岸和田市岸城町7-1
電話番号 072-423-9488
FAX番号 072-430-2272
メールアドレス nousui@city.kishiwada.osaka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、カラス、カワウ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	大阪府岸和田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 21 年度から平成 23 年度）

	鳥獣の種類	被害の現状	
		品 目	被害数値
平成 21 年度	イノシシ	水稲、野菜、果樹、筍	被害面積：160ha 被害金額：9,805千円
	アライグマ	軟弱野菜、果樹	
	カラス	軟弱野菜、果樹	
	カワウ	淡水魚	被害の程度：養魚の5割 ※被害面積、被害金額は定かでない。
平成22年度	イノシシ	水稲、野菜、筍	被害面積：164ha 被害金額：10,031千円
	アライグマ	軟弱野菜、果樹	
	カラス	軟弱野菜、果樹	
	カワウ	淡水魚	被害の程度：養魚の5割 ※被害面積、被害金額は定かでない。
平成 23 年度	イノシシ	水稲、野菜、筍	被害面積：143ha 被害金額：8,675千円
	アライグマ	軟弱野菜、果樹	
	カラス	軟弱野菜、果樹	
	カワウ	淡水魚	被害の程度：養魚の5割 ※被害面積、被害金額は定かでない。

(2) 被害の傾向

<p>イノシシ、アライグマに関しては、生息分布域の拡大及び生息数の増大に伴う被害が年々増加傾向にある。</p> <p>カラス、カワウについては、大阪府猟友会岸和田支部による捕獲駆除を実施しているが、数が減少している傾向は見受けられないため、例年並みの被害もしくは増加が予測される。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

(千円)

指標	現状値（平成23年度）	目標値（平成25年度）
農林水産業被害額	8,675	6,864

(4) 従来講じてきた被害防止対策

従来講じてきた被害防止対策	課題
---------------	----

捕獲等に関する取組	<p>大阪府猟友会岸和田支部によるイノシシ、カラス、カワウの有害鳥獣捕獲。</p> <p>アライグマに関しては、捕獲檻の貸出し。</p> <p>また、有害鳥獣捕獲については、本市から大阪府猟友会岸和田支部へ補助金を実施している。</p>	<p>猟友会会員への負担増や高齢化などにより、捕獲の担い手が減少。</p> <p>また、野生鳥獣による農林水産業被害が増加しているため、捕獲のみによる対策では被害を抑制できない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成18年度、平成19年度に、大阪府農作物鳥獣被害防止対策事業補助制度を活用した電気柵の設置。</p>	<p>電気柵設置箇所が少ないため、設置箇所を増やす必要がある。また、より効率的な集団での取組方法についても検討が必要である。</p> <p>耕作放棄地の適正管理及び新たな利用の検討を行うなど、遊休農地の解消が必要。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>鳥獣被害に強い地域づくりに取り組むとともに、被害軽減を推進するために、以下の対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岸和田市有害鳥獣対策協議会において、地域と一体となった被害防除体制の強化に取り組む。 国の交付金事業等を活用し、有害鳥獣対策に取り組む。 防護柵等による農作物の保護、農地や養魚池に繰り返し出没する個体の捕獲、さらには刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する等の総合的な取組を図る。 農家、地域住民及び大阪府猟友会岸和田支部との連携を密にし、捕獲檻を設置するなど効果的な有害鳥獣捕獲対策への取り組みを図る。 被害に対する自衛意識の向上を図るとともに、農家等が自ら捕獲できるよう狩猟免許の取得を推奨する。 集落全体の餌場価値を下げていくため、一人ひとりの意識改革が重要であることから、市民への啓発活動や、刈り払い等への参画を促す。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>大阪府猟友会岸和田支部と協力するとともに、「農家自ら農作物を守る」という観点から、農家の狩猟免許等の取得を推奨し、農家自ら捕獲を実施することで被害軽減を目指す。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

平成23年度	イノシシ	・銃器及びわなによる捕獲を猟友会に委託した。
	カラス	・銃器による捕獲を猟友会に委託した。 ・近隣市と連携を図り、捕獲を実施した。
	カワウ	・銃器による捕獲を猟友会に委託した。 ・近隣市と連携を図り、捕獲を実施した。
	アライグマ	・アライグマ専用の箱わなを農家等に貸出した。
平成24年度～ 平成25年度	イノシシ	・銃器及びわなによる捕獲を猟友会に委託する。 ・農家の狩猟免許取得を推奨する。 ・国の交付金事業等を活用し、捕獲に取り組む。
	カラス	・銃器による捕獲を猟友会に委託する。 ・銃器以外の捕獲方法を検討する。 ・近隣市と連携を図り、捕獲を実施する。 ・国の交付金事業等を活用し、捕獲に取り組む。
	カワウ	・銃器による捕獲を猟友会に委託する。 ・近隣市と連携を図り、捕獲を実施する。 ・国の交付金事業等を活用し、捕獲に取り組む。
	アライグマ	・アライグマ専用の箱わなを農家等に貸出す。 ・国の交付金事業等を活用し、捕獲に取り組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシについては、大阪府特定鳥獣保護管理計画に基づき個体数調整を行う。また、被害防止の目的を達成するために必要な有害鳥獣捕獲を行う。
カラス、カワウについては、被害防止の目的を達成するために必要な有害鳥獣捕獲を行う。
アライグマについては、生息分布域の拡大及び生息数の増大に伴い、被害を受けている農家全般に捕獲檻の貸出しを効率よく実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成23年度（実績）	平成24年度	平成25年度
イノシシ	94頭	100頭	100頭
アライグマ	12頭	50頭	50頭
カラス	80羽	150羽	150羽
カワウ	8羽	150羽	150羽

捕獲等の取組内容

イノシシについては、特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整目的として通年捕獲を行う。また、被害防止の目的を達成するために必要な有害鳥獣捕獲を行う。

カラス、カワウについては、大阪府猟友会岸和田支部の協力のもと有害鳥獣捕獲に取り組む。

アライグマについては、農家に捕獲檻を貸出す。また、集落が主体となり捕獲檻の管理や巡視を行うなどして、農地に出没する個体を集落全体で捕獲していく。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
岸和田市(平成19年4月権限委譲済)	対象狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、ニホンザル、イタチ(メス)、チョウセンイタチ(メス)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イノシシ	本市の防護柵等設置の現状は、平成18年度、平成19年度に、大阪府農作物鳥獣被害防止対策事業補助制度を活用した電気柵の設置、及び農家各自でトタン板等を利用した防護柵の設置であるが、今後新たな電気柵等の設置が必要であれば、国の交付金事業等を活用し設置の検討をする。		金属柵 延長 2km

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度～平成25年度	イノシシ アライグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> 不要な果実の処分等、鳥獣の餌付け防止対策の啓発。 耕作放棄地の刈払い等の実施。

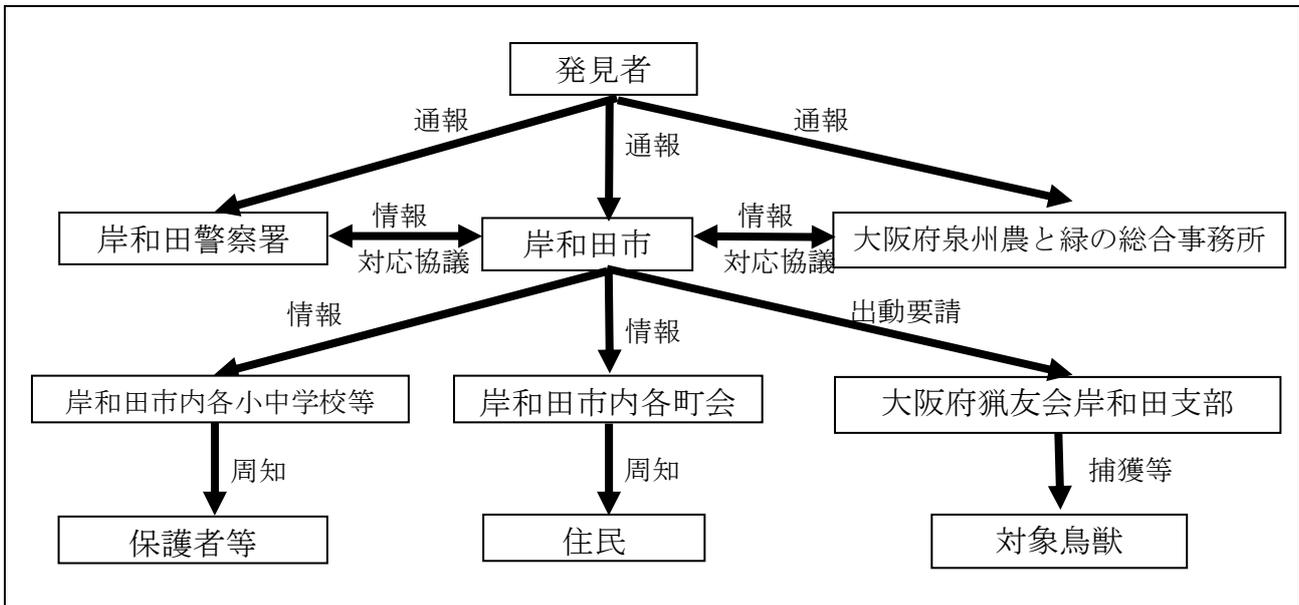
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岸和田警察署	住民の生命の安全確保等に関する事
岸和田市内各小中学校等	保護者等への周知に関する事
岸和田市内各町会	住民への周知に関する事
大阪府泉州農と緑の総合事務所	関係機関との情報の共有及び対応の協議等に関する事
岸和田市	対処全般に関する事

大阪府猟友会岸和田支部	対象鳥獣の捕獲等に関する事
-------------	---------------

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	岸和田市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
いずみの農業協同組合	有害鳥獣全般に関する事
いずみの農業協同組合実行組合長代表者協議会	有害鳥獣による農地被害状況に関する事
大阪府南部農業共済組合	有害鳥獣による農地被害状況の集計に関する事
岸和田市農業委員会	有害鳥獣による農地被害状況に関する事
岸和田市林業活性化協議会	有害鳥獣による山林被害状況に関する事
大阪府淡水養殖事業協同組合	有害鳥獣による養魚池被害状況に関する事
大阪府泉州農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
岸和田市	有害鳥獣に係わる助言・協議会事務局
大阪府猟友会岸和田支部	有害鳥獣の生息状況収集・捕獲・技術講習

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
大阪府森林組合	有害鳥獣による山林被害状況に関する事
神於山土地改良区	有害鳥獣による農地被害状況に関する事

(3) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種団体や自治会、実行組合においても積極的な参加を促し、集落・地域での取組を進めていく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・イノシシ

捕獲後、焼却処分等を行う。また他市町村にある食肉加工施設と連携し、食肉として利活用を目指す。

- ・アライグマ

捕獲個体は大阪府家畜保健衛生所及び南部支援施設にて措置。措置個体は本市に持ち帰り焼却処分を行う。

- ・カラス

捕獲後、焼却処分を行う。

- ・カワウ

捕獲後、焼却処分を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、鳥獣被害を一人ひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である。